

平成 21 年度第 1 回尼崎市社会保障審議会報告

1 日時

平成 21 年 4 月 20 日（月）午後 2 時～午後 3 時 30 分

2 場所

すこやかプラザ多目的ホール

3 出席者

（委員） 安藤委員、今西委員、上野委員、岡田（真）委員、川野委員、小西委員、菅原委員、土田委員、内藤委員、永井委員、中谷委員、野村（力）委員、野村（恭）委員、橋本（創）委員、花熊委員、濱名（美）委員、弘中委員、藤原委員、松岡委員、松澤委員、真鍋委員、渡辺委員

（市関係者等） 市長、健康福祉局長、こども青少年局長、健康福祉局次長、健康福祉局参与（福祉担当）、健康福祉局参与（保健衛生担当）、福祉事務所長、こども青少年局参与、福祉課長、障害福祉課長、高齢介護課長、介護保険事業担当課長、保健企画課長、健康増進課長

4 議題

（事務局） 会議の開催にあたりまして、現在の出席委員を確認させていただきます。本日の出席者は、22 人でございます。尼崎市社会保障審議会規則第 4 条第 1 項の規定により、会議の定足数は半数とさせていただきますので、会議は成立しております。

< 議題 1 > 委員の委嘱

50 音順の最初、安藤委員に白井市長から委嘱状を交付し、他の委員は机上配付とした。

< 議題 2 > あいさつ

（白井市長）

皆さまこんにちは、市長の白井でございます。尼崎市は今年 4 月、中核市に移行し、兵庫県から多くの事務を引き継ぐこととなりました。市民の皆さまの最も身近な自治体とし、しっかりと気を引き締めて、地域福祉の向上のために、取り組んでいきたいと思っております。

そこで社会福祉法に基づきまして、社会保障審議会も新たなスタートを切ることとなりました。委員の皆さま方にはそれぞれの専門知識やご経験を活かして、社会保障全般に渡り、活発にご協議いただくとともに、小委員会や専門分科会においてもご審議いただくこととなり、大変、ご迷惑、ご苦勞をおかけすることもあるかと思いますが、ぜひ、尼崎市の市民福祉の向上のために、ご審議いただきたいと心から願っております。委員の皆さまに感謝とお願いを申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。どうぞ今後とも、よろしく願います。

< 議題 3 > 委員紹介

事務局から審議会出席委員の紹介を行うとともに、市関係者の紹介を行った。

< 議題 4 > 中核市の概要と社会保障審議会の運営について

中核市の概要について

(事務局)

中核市とは、政令指定都市以外の都市で規模や能力が比較的に大きな都市について事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにして、地域行政の充実に資するため創設された都市制度、平成 7 年 4 月に施行されました。

中核市の指定要件は、人口 30 万人以上。平成 18 年 6 月 7 日に地方自治法が一部改正され、面積要件が廃止され、尼崎市は中核市の要件を満たすこととなりました。兵庫県下では、姫路市、西宮市に続いて 3 番目です。ちなみに現在本市は、面積 49 平方 k m、人口約 46 万 1 千人です。

中核市の処理する主な事務は、民生行政に関する事務としては、身体障害者手帳の交付、母子・寡婦福祉資金の貸付け、養護老人ホームの設置認可・監督などです。

本市では、具体的には、「社会保障審議会運営事業」「社会福祉法人指導監査等事業」「民生児童委員関係事業」「身体障害者手帳交付事業」「特別養護老人ホーム等整備事業」等を実施していきます。

社会保障審議会の運営について

(事務局)

中核市移行に伴い、社会福祉法の規定により設置が必要な地方社会福祉審議会について、本市では、尼崎市民の福祉に関する条例に基づきこれまで設置してきた「尼崎市社会保障審議会」を地方社会福祉審議会に位置付ける条例改正を行いました。

新たな社会保障審議会では、社会保障全般に渡る事項などについて、必要に応じて小委員会を設置し、調査審議を行います。

従前の社会保障審議会では策定を行った地域福祉計画については、地域福祉専門分科会で取扱います。

尼崎市高齢者保健福祉推進協議会をはじめとした各推進協議会を廃止し、高齢者保健福祉専門分科会などの専門分科会に位置づけるとともに、中核市への移行に伴い事務委譲された民生委員の適否に関する事項を取扱うため、民生委員審査専門分科会を設置するなど、各専門分科会が役割を分担します。

児童・高齢者福祉施設の事業の停止命令や設置認可の取消しをする場合における地方社会福祉審議会としての意見についても、専門分科会において調査審議していきます。

<議題5> 委員長、副委員長の選出について

委員長、副委員長の選出まで、事務局主導で議事を進行した。

委員長の選出について

(事務局) 当審議会は、規則第2条第1項に基づき、委員長、副委員長を置くこととなっております。また、副委員長につきましては、規則第2条第4項に基づき、委員長が欠席した場合の委員長の職務を代理することとなっております。

委員長、副委員長の選出につきましては、規則第2条第2項に基づき、委員の皆さまの互選により選出していただくこととなっております。まず、委員長の選出につきまして、ご意見をいただきたいと思えます。

(委員) 松原委員が適任であると思えます。

(事務局) 只今、委員から委員長選出につきまして、提案がありましたが、皆さまいかがでしょうか。なお、松原委員は本日欠席ではございますが、出席委員の皆さまから委員長に互選された場合は、委員長を受けられる意向がある旨、松原委員から事前にお伺いしております。

(委員) 異議なし

(事務局) 松原委員の委員長就任について異議がないようですので、松原委員に委員長をお願いすることとします。

副委員長の選出について

(事務局) 本来ならば委員長が決まりましたので、議事進行を委員長をお願いするところですが、委員長欠席のため引き続き事務局で会議を進めさせていただきます。

次に委員長の職務代理者でもある副委員長の選出ですが、規則第2条第2項に基づき、委員の皆さまの互選により選出していただくこととなっておりますので、ご意見をいただきたいと思えます。

(委員) 副委員長の選出につきまして、従前の社会保障審議会において副会長を務めておられた、小西委員に就任していただくのは、いかがでしょうか。

(事務局) 只今、委員から小西委員に就任していただいておりますが、いかがでしょうか。

(委員) 異議なし

(事務局) それでは、副委員長には小西委員をお願いすることとします。そして委員長の職務代理者である副委員長が決まりましたので、以降の議事進行は副委員長にお願いしたいと思います。

(副委員長) 皆さまこんにち。只今、本審議会の副委員長に就任いたしました、小西でございます。中核市への移行という大きな変革のときに、副委員長という大変大きな責任を担うことになりましたが、本日は委員長に就任された松原委員が欠席ということで、規則に基づきまして、私のほうで議事を進めてまいりたいと思えます。何分不慣れではございますが、どうぞよろしくお願いたします。

<議題6> 会議運営方法について

(副委員長) では次の議題、次第6の会議の運営方法について、進みたいと思います。会議の運営方法について、事務局説明をお願いします。

(事務局) ここでは会議の公開、非公開の取扱いについてご審議いただきたいと思います。

1 会議の公開について

尼崎市社会保障審議会、専門分科会、部会及び小委員会の会議は原則として公開します。ただし、次のいずれかに該当する場合又はやむを得ない場合は、会議の全部又は一部を非公開とします。

民生委員審査専門分科会及び障害者福祉等専門分科会審査部会の会議
尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)に該当する場合

2 市民への周知について

会議の開催にあたっては、事前に会議の開催予定内容を市民に公表します。ただし会議を緊急に開催する場合は、この限りではないこととします。

3 会議資料の取扱いについて

会議資料は、会議開催時間において傍聴席にて閲覧し、会議終了後回収します。

4 会議要旨の公開について

傍聴を認めた会議については、会議終了後会議録を作成し、その要旨を尼崎市のホームページで公開します。

以上が主な内容です。

(副委員長) ありがとうございます。事務局の説明について何かありますか。

(委員) 民生委員審査専門分科会と障害者福祉等専門分科会審査部会については、なぜ非公開となるのですか。

(事務局) この2つの会議については、個人の審査を行う会議体であり、個人情報を取扱う観点から非公開といたします。

(副委員長) その他、何かありますか。なければ会議は公開ということで、傍聴者がいれば、入場を認めます。事務局、傍聴者はいますか。

(事務局) 本日は、傍聴者はありません。

(副委員長) では、事務局から、この件に関して、何か補足はありますか。

(事務局) 今回、会議の中で委員の皆さまから、会議の公開について了解を得ましたので、要綱という形で取扱いについて定めさせていただきまして、後日報告させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(副委員長) 要綱としてきっちり定めたいということですが、皆さまよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(副委員長) では、事務局、よろしく願いいたします。

<議題7> 専門分科会の指名について

(副委員長) それでは、次第の7番目 専門分科会の指名について移りたいと思います。指名にあたっては、委員の皆さまがどの専門分科会に所属しているか、分かるように一覧表を事務局から配布していただきます。

各委員の皆さまにおかれましては、それぞれの専門分科会での調査審議について、よろしくお願ひしたいと思ひます。事務局のほうから、何か補足がございましたら、どうぞ。

(事務局) 先ほど新たな尼崎市社会保障審議会の運営について説明させていただきました。実際に各専門分科会で調査審議を行うときには、社会福祉法第8条第2項に基づく臨時委員として専門委員が加わります。なお、民生委員審査専門分科会のみ、社会福祉法施行令の規定により、専門委員を置くことができません。専門委員は、規則第5条第3項に基づき設置するものであり、規則第9条第1項により、委員長の意見を聴いて委嘱するものでございます。これにより、従前の高齢者保健福祉推進協議会などの各協議会と同様の委員構成を維持していきたいと考えております。

専門委員として、現在公募中の市民の方に加わっていただく専門分科会もございますので、専門委員の皆さまを含めた名簿につきましては、第1回目の専門分科会の際に配布させていただきたいと考えております。

(副委員長) はい、ありがとうございます。実際の専門分科会の活動では、これまでの推進協議会でご協力いただいた委員の皆さまも加わっていただくということでございます。専門委員とか臨時委員とか、若干ややこしいところがございますが、皆さまよろしいでございませうか。

(委員) 異議なし

<議題 8> 平成 21 年度各専門分科会のスケジュール等について

(副委員長) 続きまして次第 8 平成 21 年度各専門分科会のスケジュール等について進みます。本日は第 1 回目の審議会ですので、各専門分科会において、今年度予定している内容につきまして、事務局の方から説明して参りたいと思います。ご意見、ご質問につきましては、各専門分科会の説明が全て終わってからにさせていただきます。と思います。

(事務局) 平成 21 年度に予定している各専門分科会の主な予定案件とスケジュールについて、各課から説明させていただきます。

(福祉課) あまがさきし地域福祉計画については、「誰もがその人らしく 安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して」を地域福祉の理念として平成 17 年から平成 21 年までを計画期間とし、平成 17 年 3 月に策定いたしました。そして計画には、この理念に基づき 4 つの基本目標を掲げておりますが、今年度計画期間を満了することから、地域福祉専門分科会において審議いただく中で、改訂を行ってまいります。

(こども青少年企画課) 次世代育成推進法に基づき次代を担う子どもの育成と、子育て家庭への支援に関する具体的な計画を盛り込んだ、「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画わいわいキッズプランあまがさき」を平成 16 年度に策定しましたが、今年度は児童専門分科会と全庁的組織である「こども青少年未来対策本部」と連携しながら、後期計画を策定していきます。

(障害福祉課) 障害者基本法に基づきます、基本的な計画である障害者計画、及び障害者自立支援法に定められておりますサービスの提供について規定する障害福祉計画の改訂を行っていきたくと思います。中味につきましては、障害者計画は平成 8 年に策定されたものであり、長い間改訂しておりません。したがって今回全面改訂を行う予定でございます。これに付随しまして、障害福祉計画の改訂も行っていこうとするものでございます。現在、旧の推進協議会で改訂について検討しております。

また、本専門分科会には、審査部会が設置されております。審査部会では、身体障害者手帳の判定の中で疑義が生じたものをご議論いただくもの。それから、判定をしていただくお医者さんの指定も行ってまいりたいと思います。また、自立支援法に基づく医療機関の指定も行ってまいります。

(高齢介護課) 平成 21 年度については、3 月に策定した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の計画初年度であることから、主に今年度は計画に定める体制の充実や、立上げ状況及び介護報酬改定を受けての介護給付、施設整備の進捗状況を推計数値と比較・検討し、これらについて審議のうえ、助言をいただきます。

また、5 月上旬～中旬に予定しております、第 1 回目の会議では、計画の概要について改めて説明させていただくとともに、新たに立ち上げました、地域包括支援センター系の体制・活動や、要援護者見守り体制について、国のモデル事業に指定されたことから、報告のうえ、助言をいただく予定でございます。

(福祉課) 民生委員審査専門分科会では、民生委員推薦会が民生委員候補者として推進し

た者に対する意見を付していきます。民生委員推薦会は、6月、10月、2月に開催を予定しており、その1ヶ月後の7月、11月、3月に審査専門分科会を開催。そして、8月1日、12月1日、4月1日付けで、民生委員を委嘱します。ちなみに、民生委員の一斉改選は、平成22年12月を予定しております。

(事務局) 以上が、各専門分科会における平成21年度における予定案件とスケジュールです。

(副委員長) ありがとうございます。今の説明、それから本日説明を受けました内容全体を通して、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(委員) 委員の選出区分について、市議会議員、学識経験者、社会福祉事業従事者とありますが、この委員区分における「社会福祉事業者」とはどのような趣旨でここに掲げているのでしょうか。

(事務局) 委員区分につきましては、社会福祉法第9条の「中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者の規定により、設定したものでございます。

(委員) 法律上の文言等を受け記載しているのは理解できますが、「社会福祉事業関係者」等の記載はできないものでしょうか。法律等の規定を受けたとしても、必ずしも、それをそのまま記載しないといけない訳はないと思います。

(副委員長) 例えば関係者という表現、つまり直接従事しているというよりも、それに関連、関係している人という趣旨はいかがなものでしょうか。

(事務局) 市民の福祉に関する条例第16条においても、社会福祉法の規定により、学識経験者、市議会議員、社会福祉事業関係者、市民の代表者とさせていただいており、ご理解をいただきたいと思えます。

(委員) その意味では、我々は市民の代表者の一部として委員に参画しているものだと思います。したがって、市民の代表者等の区分でもよいのでは、ないでしょうか。

(健康福祉局参与) 野村委員からお話がありました、市民の代表者については、今回公募市民を想定いたしております。選出の区分としましては、確かに条例上、社会福祉事業従事者になりますが、資料として社会福祉事業関係者等と記載する分については、特に問題がないかと思えますので、このあたりについてはもう一度事務局で整理させていただきたいと思えます。

(副委員長) 他にご意見は。いかがでしょうか。

(委員) 私たちが、今後専門分科会に分かれて活動していくのは、分かりますが、全体として、この審議会がどのように活動していくのか。それからこの1年間、どのような形で進んでいくのか教えていただきたいと思えます。

(副委員長) この審議会全体がどのように活動していくのか。事務局お願いいたします。

(事務局) 概ねのスケジュールですけれども、本審議会としましては、本年度約3回程度の開催を予定しております。今年度につきましては、各専門分科会で策定されました計画について、時期を失しないような形でこの場で報告等をさせていただきたいと思えます。また今後、市の方から諮問等がございましたら、必要に応じて

開催する等して調査審議してまいりたいと思います。ただし現段階では、諮問答申の時期内容につきましては、決定しているものはありません。以上でございます。

(委員) ということは、8月～10月くらいに1回、3月～4月ごろに1回という理解でよろしいでしょうか。

(事務局) そのとおりでございます。

(副委員長) ほかにどなたかありますか。

(委員) 専門分科会の中に部会を設け、この部会には、臨時委員として特別委員を設ける規定があります。この特別委員は、議決等には参加しませんが、現場の声を聴くために、特別に調査のために臨時的に委員になっていただく。調査のためにお話を聞く、ニュアンスでよいのか。確認したいと思います。

(副委員長) 特別委員についての確認ですが、事務局いかがでしょうか。

(事務局) 各専門分科会において必要がある場合は意見を聞くために、特別委員を委嘱することができる規定になっております。

(委員) 委員の方は、専門的な知識を有している方がいると思いますが、計画を策定していくには、もう少し、裾野を広く、幅広く意見を聞く必要があるかと思います。したがってこの特別委員の扱いについては、期待したいと思っております。

調査審議のために、特別委員まで招聘して行うことまでは、なかなか今までなかったように思います。計画を作るにあたって、我々だけの頭の中で作ってしまうことが多いと思いますので、会議の進行の中で活用していただきたいと思っております。

(事務局) この他、規則においては、意見の聴取という規定も設けておりますので、できるだけ現場の皆さまのご意見を吸い上げていきたいと思っております。

(副委員長) これまでの推進協議会においても、それぞれにヒアリングの機会を設けて意見を聞いてきたと思います。したがってこれからも、ポイント、ポイントで意見を反映するために、幅広く意見を聞いていくことが必要かと思っております。

(副委員長) この審議会の場合は、全体の運営に関するものも皆さまからご意見をいただいて作り上げていくものと思っておりますので、皆さまご協力をお願いいたします。

(委員) 小委員会の会議ですが、誰が持って、誰を選ぶのか。障害者の審査会があるというのは分かったがメンバー、委員はどのようにして選ぶのか説明がなかったので、お聞きしたい。

(事務局) 十分な説明がなく、失礼いたしました。小委員会については、審議会の人数が多いので、効果的に進めていくために、小委員会を設置することができる規定となっております。小委員会につきましては、委員長が設置することとしております。そして特別の事項を調査審議するために、必要があるときは、同じく臨時委員として特別委員を委嘱できる規定となっております。

障害者福祉等専門分科会の審査部会は、身体障害者手帳の審査を行うもので、市長が社会保障審議会の委員長の意見を聞いて臨時委員として専門委員を委嘱するものでございます。

(委員) ということは、審査部会については、このメンバーではなく、別の方を委嘱するということ。また、小委員会にはこの場にいる委員や特別委員も入ってくるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局) はい、小委員会については、審議会委員のほか、必要に応じて特別委員を委嘱させていただくことを想定しております。以上でございます。

(副委員長)他に何かありますか。特に大きな組織を総括するような場ですので、何かありましたらどうぞ。

(委員) 高齢者の関係でございますが、地域包括支援センター系とはどのような体制でございますでしょうか。また、見守りについても教えていただけますか。

(高齢介護課)地域包括支援センター系につきましては、今回、係長2人を配置いたしました。先ほど話がありました、見守り援助事業につきましても、現在調整中ですが、今月中に庁内会議を立ち上げまして、関係団体をお願いをさせていただく中で5月、6月と精力的に取り組ませていただきたいと思います。

今回、尼崎市は国のモデル事業に手をあげまして、認められました。今月24日国の説明会にも参加し、国のモデル地区の考え方を見させていただきまして、尼崎市独自の見守り体制を構築していきたいと考えておりますので、その節には皆さまご協力、よろしくお願いいたします。

(委員) こういう問題は当事者団体の意見を十分、尊重し、実行していただきたいと思えます。

(副委員長)今のご意見は、地域福祉専門分科会にも係ってくる話であるかと思えますので、関係課での経過等を共有しながら進めていく必要があるかと思えます。

その他、特に何も無いようでしたら、第1回目の社会保障審議会をこれにて閉会させていただきたいと思います。皆さまどうもご協力、ありがとうございました。

閉 会